【地方行政委員会】

(1) 審議概観

第136回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件であ り、いずれも成立した。

また、本委員会付託の請願3種類3件は保留となった。

[法律案の審査]

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)は、平成7年度第3次補正予算において国税の減収により地方交付税が減額されることにかんがみ、地方財政の状況等を勘案し、地方交付税の総額を確保するため、平成7年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を9,132億8,000万円増額する等の改正を行うものである。

委員会では、国税の減収下における地方交付税の総額確保策のあり方、地方 交付税の特別会計への直接繰入問題、阪神・淡路大震災被災者の公営住宅入居 問題などの質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第26号)は、国家公務員等について介護補償の制度が設けられること及び警察官の職務に協力援助して災害を受け重度の障害のため介護を受けている者の実情にかんがみ、協力援助したものの災害給付の種類に介護給付を新たに加えようとする等の改正を行うものである。

委員会では、公務災害補償制度の一本化の必要性、交通事故関連公務災害補 償適用の余地などの質疑が行われ、全会一致で可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)は、平成8年度分の個人住民税に係る定率による特別減税の実施、長期譲渡所得に係る個人住民税の税率の見直し、宅地等に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の実施並びに平成8年度分の固定資産税及び都市計画税の負担調整率の変更を行うとともに、個人住民税均等割の税率の見直し、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、あわせて個人住民税に係る特別減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置を講ずる等の改正を行うものである。

また、地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第41号)は、平成8年度分の地方交付税の総額について、特例措置を講ずるととともに、平成9年度から平成18年度までの各年度における一般会計から交付税特別会計への繰入れに関する特例を設けるほか、各種の制度改正に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正し、あわせて、新産業都市の建

設、首都圏の近郊整備地帯の整備等に係る財政上の特別措置を引き続き講ずる 等の改正を行うものである。

委員会では、両案を一括して審議し、困窮する地方財政と税財源の充実策、 地方交付税制度の見直し、固定資産税評価方法のあり方などの質疑が行われ た。

質疑終局後、有働委員(共産)から、地方税法等の一部を改正する法律案に対して個人住民税均等割の税率見直し部分を削除する修正案が提出されたが、否決され、本案は原案どおり全会一致で可決された。なお、平成8年度分の固定資産税及び都市計画税の調整負担措置の変更について、納税者への周知徹底外3項目の附帯決議が行われた。また、地方交付税については、討論の後、多数で可決された。

消防団等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案(閣法第83号)は、消防団等公務災害補償等共済基金を民間法人化し、その経営の活性化及び効率化に資するため、役員の選任、財務等についての政府の関与を縮小するとともに、同基金のほか、自治大臣の指定する法人も、消防団等公務災害補償責任共済事業等の事業を行える等の改正を行うものである。

委員会では、指定法人制度導入のねらい、消防団員の処遇改善などの質疑が 行われ、討論の後、多数で可決された。

警察法の一部を改正する法律案(閣法第57号)は、最近における広域組織犯罪等の発生の状況等にかんがみ、都道府県警察が広域組織犯罪等に迅速かつ的確に対処することができるようにするため、その管轄区域外における権限の行使に関する規定の整備を行うとともに、広域組織犯罪等に対処するための警察の態勢に関することについての国家公安委員会及び警察庁長官の権限に関する規定を整備する等の改正を行うものである。

委員会では、オウム真理教関連事件の捜査上の反省点、今次改正と自治体警察制度との関係、広域組織犯罪等の定義、ぱちんこプリペイドカードをめぐる諸問題などの質疑が行われ、討論の後、多数で可決された。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第61号)は、地方公務員の災害補償に関する不服申し立てについて、審査請求後3箇月を経過しても地方公務員災害補償基金支部審査会の決定を得られない場合に本部審査会に対する再審査請求を可能とする規定の創設、本部審査会の委員を増員する等の審査体制の整備、再審査請求後3箇月を経過しても採決のないときの処分の取消しの訴えに関する規定の整備等の改正を行うものである。

委員会では、審査処理の迅速化、公務災害の予防対策などの質疑終局後、有 働委員(共産)から、審査請求後3箇月を経過しても決定のない場合等に、訴 訟を提起することができるものとする内容の修正案が提出されたが、否決され、本案は原案どおり全会一致で可決された。

〔決 議〕

本委員会では、3月28日、地方一般財源の充実強化による地方財政の健全化など6項目にわたる地方財政の拡充強化に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

2月15日、地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策について、倉田自治大臣・国家公安委員長から所信を聴取し、平成8年度自治省関係予算及び警察庁関係予算について、政府委員から説明を聴取し、同月22日、所信に対する質疑を行った。

3月26日、平成8年度地方財政計画について倉田自治大臣及び政府委員から 説明を聴取した。

また5月7日、予算委員会から委嘱を受けた平成8年度自治省及び警察庁関係予算の審査を行い、地方公務員の定員管理及び給与水準の適正化、特別地方消費税のあり方、地方債の起債許可制度、地方公営企業の経営状況、公共ホールの利用実態、ふるさと農道・林道緊急整備事業と財源措置、緊急消防援助隊と所要の財源確保、広域犯罪組織に対する態勢整備などの質疑が行われた。

なお、今国会に設置された「暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会」においては、6月4日、暴対法及び風営適正化法の施行状況と今後の課題について警察庁から報告を聴取した後、6月6日、同報告に対する質疑を行った。また、6月13日、参考人として、社団法人日本遊戯関連事業協会会長庄司正英君、日本レジャーカードシステム株式会社取締役副社長日比野弘和君及び株式会社長銀総合研究所理事長竹内宏君の出席を求め、意見を聴取した後、質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成8年1月25日(木)(第1回)

- ○地方行政の改革に関する調査を行うことを決定した。
- ○暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会を設置すること を決定した後、小委員及び小委員長を選任した。

なお、小委員及び小委員長の変更の件並びに小委員会における参考人の 出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○派遺委員から報告を聴いた。

○平成8年2月15日(木) (第2回)

- ○地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について倉田国 務大臣から所信を聴いた。
- ○平成8年度自治省関係予算及び警察庁関係予算に関する件について政府委 員から説明を聴いた。
- ○**地方交付税法等の一部を改正する法律案**(閣法第3号) (衆議院送付) に ついて倉田自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年2月16日(金)(第3回)

○ **地方交付税法等の一部を改正する法律案**(閣法第3号) (衆議院送付) に ついて倉田自治大臣、政府委員、厚生省、大蔵省及び建設省当局に対し質 疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第3号) 賛成会派 自民、平成、社民、二院、自連 反対会派 共産

○平成8年2月22日(木)(第4回)

○地方行財政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について倉田国 務大臣、政府委員、総理府、大蔵省、建設省及び運輸省当局に対し質疑を 行った。

○平成8年3月14日(木)(第5回)

○地方分権の推進に関する件、地方財政対策に関する件、警察行政に関する 件等について倉田国務大臣、政府委員、総理府、建設省、農林水産省及び 厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成8年3月22日(金)(第6回)

○ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する 法律案(閣法第26号)について倉田国家公安委員会委員長から趣旨説明を 聴き、同委員長、政府委員及び総務庁当局に対し質疑を行った後、可決し た。

(閣法第26号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、二院、自連 反対会派 なし

○平成8年3月26日(火)(第7回)

- ○平成8年度の地方財政計画に関する件について倉田自治大臣から概要説明 を聴いた後、政府委員から補足説明を聴いた。
- ○地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第13号) (衆議院送付) 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第41号) (衆議院送付)

以上両案について倉田自治大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

- ○平成8年3月28日(木)(第8回)
 - 地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第13号) (衆議院送付) 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第41号) (衆議院送付)

以上両案について倉田自治大臣、政府委員、大蔵省及び国土庁当局に対し質疑を行い、**地方交付税法等の一部を改正する法律案**(閣法第41号) (衆議院送付)について討論の後、いずれも可決した。

(閣法第13号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、二院、自連 反対会派 なし

(閣法第41号) 賛成会派 自民、平成、社民、二院、自連 反対会派 共産

なお、**地方税法等の一部を改正する法律案**(閣法第13号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

- ○地方財政の拡充強化に関する決議を行った。
- ○平成8年4月9日(火)(第9回)
 - ○消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案(閣法第83号)について倉田自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び総務庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第83号) 賛成会派 自民、平成、社民、二院、自連 反対会派 共産

- ○平成8年5月7日(火)(第10回)
 - ○平成8年度一般会計予算(衆議院送付)

平成8年度特別会計予算(衆議院送付)

平成8年度政府関係機関予算(衆議院送付)

(総理府所管(警察庁)、自治省所管及び公営企業金融公庫)について倉田自治大臣、政府委員、文部省、大蔵省、文化庁及び林野庁当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

- ○平成8年5月23日(木)(第11回)
 - ○警察法の一部を改正する法律案(閣法第57号)(衆議院送付)について倉 田国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴き、倉田国務大臣及び政府委員 に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成8年5月28日(火)(第12回)

○**警察法の一部を改正する法律案**(閣法第57号) (衆議院送付) について討 論の後、可決した。

(閣法第57号) 賛成会派 自民、平成、社民、二院、自連 反対会派 共産

○地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第61号) (衆議院送付)について倉田自治大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成8年5月30日(木)(第13回)

- ○参考人の出席を求めることを決定した。
- ○地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第61号) (衆議院送付)について倉田自治大臣、政府委員、人事院、労働省、文部省当局及び参考人地方公務員災害補償基金理事長中島忠能君に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第61号) 賛成会派 自民、平成、社民、共産、二院、自連 反対会派 なし

○平成8年6月18日(火)(第14回)

- ○請願第615号外2件を審査した。
- ○地方行政の改革に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- ○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

【暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会】

○平成8年6月4日(火)(第1回)

- ○暴対法及び風営適正化法の施行状況と今後の課題、最近の銃器情勢、薬物 乱用の現状と対策及びぱちんこ営業に関する諸問題について政府委員から 説明を聴いた。
- ○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成8年6月6日(木)(第2回)

○暴対法及び風営適正化法の施行状況と今後の課題、最近の銃器情勢、薬物 乱用の現状と対策及びぱちんこ営業に関する諸問題について政府委員、警 察庁及び自治省当局に対し質疑を行った。

○平成8年6月13日(木)(第3回)

○ぱちんこ営業に関する諸問題について以下の参考人から意見を聴いた後、 各参考人に対し質疑を行った。 社団法人日本遊技関連事業協会会長 庄司 正英君 日本レジャーカードシステム株式会社取締役副社長

日比野 弘和君

株式会社長銀総合研究所理事長

竹内 宏君

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)

【要 旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 平成7年度の国の第3次補正予算による所得税、法人税及び消費税の減収 (2兆9,120億円)に伴う地方交付税への影響額(9,132億8,000万円)に ついては、地方交付税の総額を確保するため、交付税及び譲与税配付金特別 会計借入金を増額することとする。
- 3 この法律は、公布の日から施行する。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第13号)

【要 旨】

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

- 1 地方税法に関する事項
 - (1) 道府県民税及び市町村民税関係
 - ① 平成8年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、所得割の額の15%相当額(当該金額が2万円を超えるときは、2万円)を軽減する 定率による特別減税を実施する。
 - ② 土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例について、特別控除後の譲渡益が4,000万円以下の部分に係る税率を、市町村民税については4%(現行5.5%)に、特別控除後の譲渡益4,000万円超8,000万円以下の部分に係る税率を道府県民税については2%(現行3%)に、市町村民税については5.5%(現行6%)にそれぞれ引き下げる。
 - ③ 個人の道府県民税及び市町村民税について、それぞれ均等割の税率の 引上げを行う。
 - (2) 不動産取得税関係

宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税について、当該取得が

平成8年中に行われた場合は課税標準を価格の2分の1 (現行3分の2) とする特例措置を講ずる。

(3) 固定資産税関係

- ① 固定資産税の負担についての調整を行うため、平成8年度に限り、宅地等に係る負担調整率を引き下げる(都市計画税についても同様の措置を実施)。
- ② 新築住宅に係る最初の3年度分(中高層耐火建築物については5年度分)税額の2分の1を軽減する特例措置の適用期限を3年延長する。
- ③ 阪神・淡路大震災により滅失、損壊した鉄道施設等の復旧資産に係る 固定資産税の特例措置を創設する。
- (4) 主な非課税等特別措置の整理合理化
 - ① 電気供給業者等の送変電施設の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置を見直す。
 - ② 公害防止用設備に係る固定資産税の非課税措置並びに公害防止施設に係る事業所税の非課税措置を見直す。
- 2 国有資産等所在市町村交付金法に関する事項 変電所又は送電施設の用に供する償却資産に係る交付金算定標準額の特例 措置を廃止する。
- 3 地方財政法に関する事項

個人住民税に係る特別減税による減収額を埋めるため、地方債の特例措置 として減税補てん債を発行することができることとする。

4 施行期日

1の(1)の②の改正は平成9年4月1日から、その他の改正は平成8年4月 1日から施行する。

【附带決議】

政府は、地方団体の行政需要の増大、引き続く厳しい地方財政の状況等にかんがみ、左記の事項についてその実現に努めるべきである。

- 1 今回の平成8年度分の固定資産税及び都市計画税の負担調整措置の変更に ついて、納税者に十分周知徹底を図ること。
- 2 地方税は地方団体の重要な自主財源であることにかんがみ、地方団体が地方分権の推進等に伴って増大する行政需要に的確に対処し、地域の実情に即した自主的・主体的な行財政運営が行えるよう、課税自主権を尊重しつつ、地方税源の充実強化に引き続き特段の努力を行うこと。
- 3 固定資産税は、土地保有税の根幹であり、自主財源としての市町村税の基幹税目であることを踏まえて制度の整備充実を図ることを基本とすること。

また、平成9年度の土地の評価替えに当たっては、引き続き評価の均衡 化・適正化を推進するとともに、最近における地価の変動をより的確に評価 額に反映させるよう努めること。あわせて、路線価等の積極的な公開に努め ること。

4 税制の簡素化・税負担の公平化を図るため、非課税等特別措置については 引き続き見直しを行い、一層の整理合理化等を推進すること。 右決議する。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する 法律案(閣法第26号)(先議)

【要 旨】

本法律案は、国家公務員等について介護補償の制度が設けられることにかん がみ、警察官の職務に協力援助した者の災害給付の種類に介護給付を加え、平 成8年4月1日より施行しようとするものである。

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第41号) 【要 旨】

本法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、平成8年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成9年度から平成18年度までの間における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例を設けるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正し、あわせて、新産業都市の建設、首都圏の近郊整備地帯の整備等に係る財政上の特別措置を引き続き講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 地方交付税法及び交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正
 - (1) 地方交付税の総額の特例
 - ① 平成8年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額(12兆7,647億円)に、平成8年度における法定加算額4,138億円、臨時特例加算額4,253億円、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金3兆6,897億円及び同特別会計における剰余金300億円を加算した額から、同特別会計借入金利子支払額4,830億円を控除した額(16兆8,410億円)とすること。
 - ② 平成8年度に交付税及び譲与税配付金特別会計において借り入れた借入金(3兆6,897億円)のうち1兆225億5,000万円については、その

償還金に相当する額を、平成9年度から平成18年度までの各年度分の地方交付税の総額に加算することとし、当該加算額を一般会計から同特別会計に繰り入れること。

- ③ 平成14年度から平成23年度までの地方交付税の総額について、8,313 億円を加算すること。
- (2) 基準財政需要額の算定方法の改正
 - ① 自主的、主体的な地域づくりの推進等地域振興に要する経費、災害に強い安全なまちづくり、震災対策の推進等に要する経費、高齢者の保健及び福祉の増進、生活保護基準の引上げ等総合的な地域福祉施策の充実に要する経費、道路、街路、公園、下水道、社会福祉施設、清掃施設等住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、教職員定数の改善、義務教育施設の整備、私学助成の充実、生涯学習の推進等教育施策に要する経費、農山漁村地域の活性化並びに農山漁村対策及び森林・山村対策に要する経費、自然環境の保全、廃棄物の減量化等快適な環境づくりに要する経費、地域社会における国際化及び情報化への対応並びに文化・スポーツの振興に要する経費、消防救急業務の充実等に要する経費及び国民健康保険財政について、その安定化のための措置等に要する経費の財源等を措置すること。
 - ② 阪神・淡路大震災復興基金の創設及び雲仙岳災害対策基金の延長に伴い、当該各基金に係る地方債利子支払に要する経費の財源を措置すること。
- (3) 基準財政収入額の算定方法の特例 平成8年度における道府県民税及び市町村民税の所得割の減税による減 収額として自治省令で定める額を加算する特例を設けること。
- 2 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置 に関する法律及び首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のため の国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正
 - (1) 関係都道府県(又は関係都府県)に対して国が行う利子補給の対象となる地方債を平成12年度までに発行を許可された地方債とし、平成8年度以降に発行を許可される地方債については、利子補給の下限の率を引き下げるとともに、利子補給幅を縮減するものとすること。
 - (2) 関係市町村に対する国の負担割合の特例について、財政力による調整の割合を高めることとした上、対象となる事業を平成12年度までにおいて行われる事業とすること。
- 3 施行期日

警察法の一部を改正する法律案(閣法第57号)

【要 旨】

本法律案は、最近における広域組織犯罪等(全国の広範な区域において個人の生命、身体及び財産並びに公共の安全と秩序を害し、又は害するおそれのある広域組織犯罪その他の事案)の発生状況にかんがみ、都道府県警察が広域組織犯罪等に迅速かつ的確に対処できるようにするため、所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 広域組織犯罪等に関する都道府県警察の管轄区域外における権限に関する 規定の整備

都道府県警察は、広域組織犯罪等を処理するため、必要な限度において、 その管轄区域外に権限を及ぼすことができることとする。

- 2 広域組織犯罪等に関する国家公安委員会及び警察庁長官の権限に関する規 定等の整備
 - (1) 国家公安委員会の権限に属する事務に、広域組織犯罪等に対処するための警察の態勢に関することを加えることとする。
 - (2) 警察庁長官は、広域組織犯罪等に対処するため必要があると認めるときは、都道府県警察に対し、広域組織犯罪等に対処するための警察の態勢に関する事項について、必要な指示をすることができることとし、都道府県警察は、当該指示に係る事項を実施するため必要があるときは、その管轄区域外に権限を及ぼす等の措置をとらなければならないこととする。
 - (3) 広域組織犯罪等に対処するための警察の態勢に関することを管区警察局 に分掌させることとする。
- 3 本法律は、公布の日から施行する。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第61号)

【要 旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

1 支部審査会の決定遅延の場合における救済規定の創設

審査請求をしている者は、審査請求をした日の翌日から起算して3箇月を 経過しても地方公務員災害補償基金支部審査会(以下「支部審査会」とい う。)による決定がないときは、支部審査会が審査請求を棄却したものとみ なして、地方公務員災害補償基金審査会(以下「審査会」という。)に対し て再審査請求をすることができるものとする。

- 2 審査会における審査体制の整備
 - (1) 組織

審査会は委員6人をもって組織するものとする。

(2) 合議体

審査会に対してされた審査請求及び再審査請求の事件の取扱いは、委員 3人をもって構成する合議体で行うものとし、法令の解釈適用について、 その意見が前に審査会のした裁決に反すると認められる場合等において は、委員の全員をもって構成する合議体で行うものとする。

(3) 委員会議

審査会の会務の処理(審査会に対してされた審査請求及び再審査請求の 事件の取扱いを除く。)は、委員会議の議決によるものとする。

- 3 不服申立て中の処分の取消しの訴えに関する規定の整備 不服申立て中の処分の取消しの訴えは、原則として、再審査請求後3箇月 を経過しても審査会による裁決がないときに限り提起することができるもの とする。
- 4 施行期日

この法律は、平成8年7月1日から施行するものとする。

消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案(閣法第83号)(先議)

【要旨】

本法律案は、消防団員等公務災害補償等共済基金を民間法人化し、その経営の活性化及び効率化に資するため、役員の選任、財務等についての政府の関与を縮小するとともに、同基金のほか、自治大臣の指定する法人も消防団員等公務災害補償責任共済事業等の事業を行うことができる等の改正を行おうとするものである。

(4) 付託議案審議表

• 内閣提出法律案(7件)

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議		院	衆	議	院	
				委員会付 託	委員議	員 会	本 会 議 議 決	委員会 付 託	委員会 議 決	本会議議決
3	地方交付税法等の一部を改正する法 律案	衆	8. 1.22	8. 2.14	8 . 可	2,16 決	8. 2.16 可 決	8. 2.13	8. 2.14 可 決	8. 2.14 可 決
* 13	地方税法等の一部を改正する法律案	"	2. 2	3.26 (予備)	可附帯	3.28 決 決議	3.29 可 決	3, 22	3.25 可 決 附帯決議	3.26 可 決
26	警察官の職務に協力援助した者の災 害給付に関する法律の一部を改正す る法律案	参	2. 7	3. 21	可	3.22 決	3.22 可 決	3. 22	3.25 可 決	3.26 可 決
* 41	地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆	2. 9	3.26 (予備)	可	3.28 決	3.29 可 決	3. 22	3.25 可 決	3.26 可 決
57	警察法の一部を改正する法律案	"	2. 20	5. 22	可	5.28 決	5.29 可 決	4. 26	5.14 可 決	5.17 可 決
			0 8. 5.2	2 参本会	美趣 旨	説明	O 8. 4.26 衆本名		会議趣旨説明	
61	地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案	"	3. 1	5. 28	可	5.30 決	5.31 可 決	5. 17	5.23 可 決	5.23 可 決
83	消防団員等公務災害補償等共済基金 法の一部を改正する法律案	参	3. 11	4. 4	可	4. 9 決	4.10 可 決	5, 30	6.11 可 決	6.13 可 決

(5) 委員会決議

--- 地方財政の拡充強化に関する決議 ---

政府は、地方分権の推進を図るとともに、現下の厳しい地方財政の状況等に対処する観点から、地方財政の中長期的な安定と発展を図り、地方団体が諸施策を着実に推進できるよう、左記の事項について措置すべきである。

- 1 累増する巨額の借入金が今後の地方財政を圧迫するおそれがあることにかんがみ、地方税、地方交付税等の一般財源の充実強化により、その健全化を図ること。
- 2 地方交付税制度が地方団体の増大する財政需要に的確に応え、その機能の 向上が図られるよう地方交付税総額の長期的な安定確保に努めるとともに、 財政調整機能の充実を図ること。

また、地方交付税を国の一般会計を通すことなく、国税収納金整理資金から直接交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる制度を検討すること。

- 3 地方分権を積極的に推進するため、地方団体への権限委譲、国の関与・必 置規制の緩和や廃止、機関委任事務の廃止等制度の抜本的見直し、国庫補助 負担金の整理合理化等を図るとともに、国と地方の役割分担に応じた地方税 財源の充実確保を図るほか、効率的な地方行政体制の整備・確立に必要な支 援を行うこと。
- 4 地方団体が個性豊かな活力ある地域づくりを自主的かつ主体的に推進する とともに、地域の実情に応じた生活環境及び住民生活に密着した社会資本の 整備を着実に推進することができるよう、引き続き地方単独事業の充実を図 ること。
- 5 少子・高齢化の進展に伴う地域福祉の充実等の要請に適切に対応するため、引き続き地方団体が単独で行う社会福祉経費の一層の充実を図ること。
- 6 阪神・淡路大震災を踏まえ、地域の安全性を高めるための基盤整備、消防 防災施設・設備の充実等を推進するとともに、消防団についてより一層の活 性化を図ること。

右決議する。